

診療所施設表作成要領

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 施設名 | ○医療法に基づいて許可を受けた（届出した）名称を記入すること。 |
| (2) 開設年月日 | ○医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 2 第 1 項に基づく届出に記載された開設年月日を記入すること。 |
| (3) 所在地 | ○番地まで正確に記入すること。 |
| (4) 電話番号 | ○代表番号を市外局番から記入すること。 |
| (5) 管理者氏名 | ○医療法施行令第 4 条の 2 第 1 項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入すること。 |
| (6) 開設者 | <p>○該当するものの番号を選択すること。</p> <p>○「1. 医療法人」とは、医療法第 39 条の規定に基づく医療法人が開設する診療所をいう。</p> <p>○「2. その他の法人」とは、上記「1. 医療法人」に該当しない法人が開設する診療所をいう。</p> <p>○「3. 個人」とは、個人（法人格を有しない）が開設する診療所をいう。</p> <p>○許可病床数の欄には、医療法第 7 条の規定に基づいて許可を受けた病床数を記入すること。</p> |
| (7) 許可病床数及び
1 日平均入院患者数 | <p>○「療養」欄には、医療法第 7 条の規定に基づいて都道府県知事の許可を受けた病床数を再掲すること。</p> <p>○「1 日平均入院患者数」の欄には、年度間の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。（小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで）</p> <p>・入院患者延数とは、年度間における毎日 24 時現在に在院している患者数を合計した数である。</p> |
| (8) 診療科名 | <p>○標榜している診療科名については、医療法施行令第 3 条の 2 に基づく診療科名に○を記入すること。</p> <p>なお、これらの診療科名のほか、同条第 1 項第 1 号ハ又はニ（2）若しくは第 2 号ロの規定による事項と組み合わせた名称を診療科名としている場合は、空欄に標榜している診療科名を記入する。</p> |
| (9) 1 日平均外来患者数 | <p>○「1 日平均外来患者数」の欄には、年度間の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入すること。（小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで）</p> <p>・外来患者延数とは、年度間における毎日の新来、再来、往診、巡回診療及び健康診断の数を合計した数をいう。</p> <p>・同一患者が 2 以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、それぞれの診療科に計上すること。</p> <p>・入院中の患者が、他の診療科で診療を受け、その診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、その診療科の外来患者として計上すること。</p> |
| (10) 1 日平均外来患者に係る取扱処方せん数 | <p>○処方せんの数については、年度間の外来患者に係る取扱処方せんの数を実外来診療日数で除した数を記入すること。（小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで）</p> <p>・「外来患者に係る取扱処方せん」とは、院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）を含まないものであること。</p> |

(11) 従 業 者 数	○担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務内容によってその該当欄に計上すること。 したがって、取得資格のみによって記入しないよう注意すること。 例えば、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させている場合は「その他」の欄に記入し、「看護師」の欄に計上しないこと。 また、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上すること。 ○「医師」、「歯科医師」欄については、医師（歯科医師）の免許を有し、診察に従事する者（研修医も含む。）を、それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し「薬剤師」欄以降の各欄についても同様に常勤、非常勤別に計上すること。 ○「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「助産師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「診療X線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「義肢装具士」、「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科技工士」については、それぞれの関係法による免許を有する者を記入すること。 ○「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者を記入すること。 ○「常勤換算後」欄には、医師、歯科医師、看護師、准看護師、看護補助者の非常勤者について、別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数を記入すること。
(12) 業 務 委 託	○業務委託とは、医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託する場合をいい、該当の有無を記入すること。
(13) 建 物 の 構 造 面 積・敷地の面積	○「建物」については、現有の建物の構造ごとに建築、延、所有等の面積を記入すること。 ○「土地」については、病院の敷地及び所有等の面積を記入すること。（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）
(14) 設 備 概 要	○設備概要については、有無を記入すること。 ○「1. 手術室」欄で有の場合は、「室・床数等」欄に設置室数を記入すること。 ○「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。 ○「4. 消毒施設」とは、蒸気、ガス、若しくは薬品を用い、又はその他の方法により、入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことのできる施設をいう。 ○「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食することのできる施設をいう。 ○「6. 洗濯施設」とは、病院等の洗濯業務に必要な施設をいう。 ○「13. 機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいい、「室・床数等」欄には、療養型病床群の許可を受けた病院等で当該病床群に係る機能訓練室の面積を記入すること。 ○「14. 食堂」の「室・床数等」欄には、療養型病床群の許可を受けた病院等について当該病床群に係る食堂の面積を記入すること。

- 「17. エックス線装置」とは、定格出力の管電圧が 10 キロボルト以上の診療用エックス線装置をいう。
- 「18. 診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、1 メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。
- 「19. 診療用粒子線照射装置」とは、陽子線又は重イオン線を照射する装置をいう。
- 「20. 診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものをいう。
骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「22. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。
- 「21. 診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のものをいう。
骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「22. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。
- 「22. 放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生大臣の定めるもの（昭和 63 年厚生省告示第 243 号）をいう。
- 「23. 診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって医薬品又は薬事法第 2 条第 16 項に規定する治験の対象とされる薬物（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を除く。）をいう。
- 「24. CT スキャン」欄には、エックス線装置の中の CT スキャンの有無を再掲すること。
- 「25. 血管連続撮影装置」とは、エックス線透視をしながら上肢又は下肢の血管から挿入したカテーテルを、心腔又は血管内に進めて、内圧測定や採血（血液の酸素含量の測定など）を行い、同時に造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、エックス線装置の中の血管連続撮影装置の有無を再掲すること。
- 「30. 滅菌装置（オートクレーブ等）」とは、患者に使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物（主に細菌類）を完全に殺滅又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。
- 「31. 人工透析装置」欄で有の場合は、「室・床数等」欄には人工透析のベット数を記入すること。
- 「32. 体外衝撃波石破碎装置」とは、体外において発生させた衝撃波を体内の結石に伝播収束させて破碎し、破碎された結石小片を自然排出させる体外衝撃波腎・尿管結石破碎術等に適用される機器をいう。

- | | |
|-------------------|--|
| (15) 救 急 医 療 | ○救急医療については、該当の有無を記入すること。 |
| | ○「１．病院群輪番制病院等」とは、地域の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日夜間の診療を行っている医療機関をいう。 |
| (16) 医療法に基づく許可の状況 | ○医療法に基づく許可の状況については、許可を受けている項目に許可年月日等を記入すること。 |